

## 令和5年度 部局経営方針

部局名	健康長寿部	部局長名	若藤 公生	令和5年4月1日 現在	
<b>部局の経営資源</b>	職員数 (人)	当初予算額 (千円)		令和5年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)	
	正職員	50 <small>(内、産休・育休4、病休1)</small>	一般会計	1,804,171	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条)
	再任用職員	2	特別会計	6,734,948	
	会計年度任用職員	28	前年度繰越額(千円)		第2期日向市自殺対策行動計画 (自殺対策基本法第13条第2項)
	任期付職員	4	一般会計	85,720	
			特別会計	0	第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) (健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針)
<b>総合計画に基づく部局の経営戦略</b>	<p><b>【基本姿勢】</b> 健康長寿部は、「第2次日向市総合計画」の基本理念「人権尊重・市民協働・地域力活用」のもとで、後期基本計画の重点戦略に掲げる「笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり」の実現を目指します。</p> <p><b>【総合計画・基本理念】</b> 健康長寿部は、「第2次日向市総合計画・後期基本計画」に掲げる本市のめざす将来像である「市民一人ひとりが健康づくりに努め、保健、医療サービスが充実し、健康寿命が延伸され、元気で明るく笑顔にあふれた健康的な生活を送るまち」を実現するため、高齢者福祉、保健、医療の分野での取り組みを推進します。</p> <p><b>【総合計画・基本目標】</b> <b>【基本目標】2 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち</b> 2-2 健康に暮らせるまちづくり</p> <p>① 保健対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 疾病の早期発見、早期治療を目指し、健(検)診を受けやすい環境づくりや周知啓発に努めるとともに、要精密検査者に対する受診勧奨を行います。</li> <li>○ 生活習慣病を予防し、健康づくりに取り組めるよう、個々に応じた食事や生活習慣の改善に向けた保健指導に努めます。</li> <li>○ 生きづらさや深い悩みを抱えている人に気づき、自殺を未然に防ぐ支援体制の充実と相談窓口の周知啓発に努めます。</li> <li>○ 国の「自殺総合対策大綱」に基づき、本市の実情に応じた自殺対策推進のため「第2期日向市自殺対策行動計画」を策定します。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、正確な情報提供を行うとともに関係機関と連携した適切な対応を図ります。</li> </ul> <p>② 医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日向市東臼杵郡医師会や関係機関と連携し、医療人材の確保や地域医療体制の充実に努めます。</li> <li>○ 地域医療を担う医療人材の負担を軽減し、働きやすい環境をつくるため、かかりつけ医の利用促進や時間外受診の抑制など市民への啓発活動を推進します。</li> <li>○ 安定した救急医療体制を維持するため、二次救急医療機関に対する支援に取り組みます。</li> <li>○ 東郷診療所については、地域のかかりつけ医療機関として、持続可能な医療の提供に努めるとともに、新たな診療所施設の整備を機に「地域に根ざし、医療、保健、福祉、介護の架け橋となる診療所」として、これまで以上に住民に信頼され、住民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられる診療所を目指します。</li> </ul>				

## 2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、安全で安心して生活できる社会づくりを推進するために、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」に基づき、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ります。

### 1. 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 生活支援コーディネーターを活用し、生活支援サポーターを養成するとともに、住民主体の介護予防教室の運営支援などに継続して取り組みます。
- 日向市シルバー人材センターの活動内容や加入のメリットなどについて市広報等で情報発信し、会員拡大を支援します。
- 高齢者クラブの活動内容や加入のメリットなどについて市広報等で情報発信し、会員拡大を支援します。

### 2. 地域で暮らし続けるための支援の充実

- 多様な地域課題に対応するため、関係機関と連携し、地域支援事業による市独自の介護予防サービスの充実を図ります。
- 成年後見制度の普及啓発に努め、適切な支援につながる体制づくりや、中核機関の設置など後見人に対する支援に取り組みます。

### 3. 介護サービスの充実と持続可能な制度運営

- 介護サービスの質の確保と向上を図るため、市が指定する事業所に対する運営指導、報酬請求指導を行います。
- 介護人材の確保・育成に努めます。
- 団塊世代が後期高齢者となる令和7年度以降を見据えつつ、必要となる介護サービスを適切に提供できるよう、介護事業における雇用や事業運営等の状況把握に努めます。
- 介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、介護給付費の効率化に取り組みます。

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【健康長寿部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	現状と課題	R5予算事業名	R5取組内容	R5上半期	R5下半期	令和5年度 成果指標		
												指標の説明	目標値	単位
1	りな1 げ未 人來 づへ くつ	ブ2産 ロな2 ジ育安 エ子で ク育心 育てし みて	躍5 推 進 女 性 の 活	-	4 中学生・高校生を含む保健医療職者を目指す女性に対し、地域医療講演会などを通して情報発信を行います。	健康増進課	日向入郷医療圏域は他の地域と比べて医師をはじめ医療従事者が特に少ない地域です。加えて、コロナ禍の影響により看護職も不足しており、医療人材の確保が求められています。	地域医療体制整備事業	「日向市の地域医療を考える会」と連携して、中高生を対象に地域医療に係る学習会を企画します。	医療専門職との対話を通じ、地域の医療課題や現状を把握します。	高校で実施される「地域課題学習」との将来的な連携を視野に中高生を対象に地域医療に係る学習会を企画します。	地域医療に係る学習会参加中高生	20	人
2	く出2 すに 活 き わを い 生 づ み	ク3出 つ く す 活 動 の 充 実 を 主 目 的 と し て 行 い ま す	の3確 け保 るしと 充実 し た 産 業 環 境 の 充 実	-	2 障害者就労支援事業の推進や高齢者の生きがいにつながる雇用の創出に努めます。	高齢者あんしん課	コロナ禍により受注先の減少等の影響がありました。令和4年度実績額はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。	シルバー人材センター支援に要する経費	シルバー人材センターへの運営補助を行うとともに、啓発を通じた受注機会拡大への支援を行います。また、インボイス制度導入の影響を見極めます。	【通年】 財政支援を行うとともに、受注機会の拡大につながる啓発活動への支援を行います。定期的に情報交換を行い、インボイス制度導入による影響を確認します。		シルバー人材センターの就業実績率(就業実績/会員数)	92	%
3	笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	住みなれた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト	高齢者の活動機会の充実	生活支援サポーター養成者数の総 【R1】189人 ↓ 【R6】280人	1 「生活支援サポーター」の養成や「いきいき百歳体操」など住民主体の介護予防活動の拡充に取り組みます。	高齢者の活動機会の充実	「いきいき百歳体操」などの介護予防教室を住民主体で継続的に実施・拡充するために、「生活支援サポーター養成講座」を生活圏域ごとに実施し「生活支援サポーター」のさらなる確保と活用を図る必要があります。	生活支援体制整備事業	「生活支援サポーター」の養成講座により、人材の確保を図ります。地域住民主体の活動を推進します。	【通年】 「生活支援サポーター養成講座」を開催して、人材確保に努めます。	【通年】 「生活支援サポーター養成講座」を開催して、人材確保に努めます。	生活支援サポーター養成者数の総数 【R1】189人 ↓ 【R5】233人	233	人
4					2 「健康」「友愛」「奉仕」活動に取り組む高齢者クラブへの支援を行います。		一般介護予防事業	介護予防のため、「いきいき百歳体操」の実施や「サロン」の開設などの地域住民主体の活動を支援、実施します。	【通年】 介護予防のため、「いきいき百歳体操」の実施や「サロン」の開設などの地域住民主体の活動を支援、実施します。	【通年】 介護予防のため、「いきいき百歳体操」の実施や「サロン」の開設などの地域住民主体の活動を支援、実施します。	生活支援サポーター養成者数の総数 【R1】189人 ↓ 【R5】233人	233	人	
5					3 高齢者の生きがいづくりや地域の活性化に取り組むシルバー人材センターへの支援を行います。		高齢者社会参加・交流促進事業	高齢者クラブ数及び会員数が年々減少しており、歯止めがかからない状況です。令和4年4月現在、20クラブとなっています。	高齢者クラブとの意見交換を継続し、多様な選択肢についての検討を進めていきます。	高齢者クラブ連合会に対して財政的支援を行うとともに、理事会、総会等に出席して意見交換を行います。	理事会等の場を活用しながら、対応策等を協議し、次年度予算措置を含めて検討を進めていきます。	連合会理事会(総会)等参加数	3	回
6					4 高齢者の文化、スポーツ活動への参加を促進します。		シルバー人材センター支援に要する経費	コロナ禍により受注先の減少等の影響がありました。令和4年度実績額はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。	シルバー人材センターへの運営補助を行うとともに、啓発を通じた受注機会拡大への支援を行います。また、インボイス制度導入の影響を見極めます。	【通年】 財政支援を行うとともに、受注機会の拡大につながる啓発活動への支援を行います。定期的に情報交換を行い、インボイス制度導入による影響を確認します。		シルバー人材センターの就業実績率(就業実績/会員数)	92	%
7					-		高齢者社会参加・交流促進事業	富高四半的道場、ひまわり卓球場、屋根付運動広場を活動の場として提供しているが、老朽化が進んでおり、修繕が必要な状況です。	施設ごとの耐用年数を念頭におき、各区、各団体との協議を進め、必要な予算措置等対応策の検討を行います。	令和4年度に引き続き各区、各団体との協議を進め、意向を確認していきます。	各区、各団体等関係者との合意が得られた施設から順に必要な予算の次年度措置に努めます。	地元等関係者への説明会の実施回数	6	回

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【健康長寿部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	現状と課題	R5予算事業名	R5取組内容	R5上半期	R5下半期	令和5年度 成果指標		
												指標の説明	目標値	単位
8	笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	1 住みなれた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト	2 地域包括ケアシステムの深化・推進	65歳以上人口に占める要介護(支援)認定者(第1号)の割合(年度末時点) 【R1】13.4% ↓ 【R6】13.4%	1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業に取り組みます。	高齢者あんしん課	移動手段が確保できない高齢者がいることなど、住み慣れた自宅で生活していくうえで必要な支援策の検討が求められています。	介護予防・生活支援サービス事業	日向市社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携し訪問型(移動支援)のサービス創設と新しい介護予防、日常生活支援総合事業の研究に取り組みます。	【通年】訪問型(移動支援)のサービス創設と新しい介護予防、日常生活支援総合事業の研究に取り組みます。	【通年】訪問型(移動支援)のサービス創設と新しい介護予防、日常生活支援総合事業の研究に取り組みます。	関係機関等との協議回数	2	回
					2 生活支援サービス体制の充実に取り組みます。		「圏域別地域ケア会議」や「協議体」において、地域住民等が一体となって地域資源や支援ニーズの把握を行い、地域の支え合い・助け合いを促進するための基盤整備を図る必要があります。	在宅医療・介護連携推進事業	「生活支援コーディネーター」が中心となって、コロナ禍においても医療・介護の専門職や民生委員などが連携する「圏域別地域ケア会議」や地域課題の抽出を行う「協議体」と同様の取り組みを検討し課題解決に努めます。	コロナ禍においても「圏域別地域ケア会議」や「協議体」と同様の取り組みができるように、「生活支援コーディネーター」等と方法の検討をします	地域課題の抽出とその解決に努めます。	「圏域別地域ケア会議」「協議体」の開催回数	1	回
					3 中重度の要介護状態になっても在宅生活が継続できる体制づくりに取り組みます。		高齢者の生活全般にわたるニーズと社会資源との間に立つて、複数のサービスを適切に結びつけ、包括的・継続的にサービス提供を確保する必要があります。	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターと連携し、高齢者の状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて支援を行います。	【通年】「自立支援型地域ケア会議」の継続開催、研修機会の充実等に努め、地域における最も身近な高齢者の相談窓口である地域包括支援センター職員の対応力向上を図ります。	【通年】「自立支援型地域ケア会議」の継続開催、研修機会の充実等に努め、地域における最も身近な高齢者の相談窓口である地域包括支援センター職員の対応力向上を図ります。	「自立支援型地域ケア会議」の開催回数	24	回
					4 在宅医療と介護の連携を図ります。		日向市・東臼杵郡の市町村が連携し、医療機関、介護サービス事業所等の住所やサービス内容等をインターネット上に「資源リスト」として掲載していますが、更新が不十分なため活用方法を検討する必要があります。	在宅医療・介護連携事業	関係機関と連携し、「地域資源リスト」の情報を随時更新し、有効な活用を促します。	【通年】関係機関と連携し、「地域資源リスト」の情報を随時更新し、有効な活用を促します。	【通年】関係機関と連携し、「地域資源リスト」の情報を随時更新し、有効な活用を促します。	日向市・東臼杵郡の市町村との協議を通じ関係機関への情報更新の通知回数	2	回
12			3 認知症施策の充実	-	1 認知症初期集中支援チームの活用などにより、認知症の人が適切な医療・介護などを受けられるよう支援します。		対象者が重症化しているケースも見受けられるため、「認知症初期集中支援チーム」を初期段階から利用できる仕組みを検討する必要があります。	認知症総合支援事業	「認知症初期集中支援チーム」に専門医3名、看護師1名、作業療法士1名、精神保健福祉士1名の認知症に対する専門知識と経験を有する職員の適正配置を行い、症状が重症化する前に適切な医療が受けられるように支援を行います	【通年】地域包括支援センター等の関係機関の介入により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援や、自立生活のサポートを行うとともに、進捗については毎月関係者会議において情報共有を図ります。	【通年】地域包括支援センター等の関係機関の介入により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援や、自立生活のサポートを行うとともに、進捗については毎月関係者会議において情報共有を図ります。	関係者会議月1回	12	回
					2 認知症サポーターの養成や認知症カフェの開催などの支援や啓発活動に取り組みます。		認知症予防は、早期発見や認知機能を維持する日頃の生活習慣が有効であることから、地域住民に対して知識や理解の普及啓発に努めるとともに、認知症に関する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。	認知症総合支援事業	「認知症サポーター」の養成や「認知症カフェ」の開催により、認知症の人とその家族などの支援や地域への啓発活動に取り組みます。	認知症の人やその家族などが集い、介護者同士が支え合える場としての認知症カフェを継続して開設します。	「認知症サポーター」を養成し、正しい知識の普及や地域における理解の促進を図るとともに、活動機会の創設を検討します。	「認知症サポーター」の新規登録者数	550	人

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【健康長寿部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	現状と課題	R5予算事業名	R5取組内容	R5上半期	R5下半期	令和5年度 成果指標			
												指標の説明	目標値	単位	
14	笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	1 住みなれた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト	の3 充実認知症施策	-	3 成年後見制度の利用促進、相談支援体制の強化に努めます。	高齢者あんしん課	成年後見制度の利用が伸びているなかで、受任できる専門職の数が不足しており、日向市社会福祉協議会が実施する法人後見は、その受け皿として、大きな役割を果たしています。	成年後見制度利用促進事業	法人後見の体制整備について引き続き財政的支援を行うとともに、実施法人との意見交換を行い、中核機関を含めた連携を図っていきます。	法人後見の体制整備について引き続き財政的支援を行うとともに、実施法人との意見交換を行い、中核機関を含めた連携を図り、次年度へとつなげていきます。	法人後見の体制整備について引き続き財政的支援を行うとともに、実施法人との意見交換を行い、中核機関を含めた連携を図ります。	法人後見の体制整備について引き続き財政的支援を行うとともに、実施法人との意見交換を行い、中核機関を含めた連携を図ります。	法人後見の受任件数	25	件
15			医4 療域地域の医療実・救急	-	1 かかりつけ医の利用促進や時間外受診の抑制など市民への啓発活動に取り組みます。	健康増進課	医師不足の深刻化により救急医療体制の維持が危機的な状況に向かう中、不要不急の受診は医療現場に大きな影響を与えます。地域の救急医療体制を守るため、適正受診について市民の意識変革、受診行動の改善を促進し、医師の負担軽減を図ることが急務となっています。	地域医療体制整備事業	市広報や地域医療講演会を通じた啓発に取り組み、市民の適正受診促進に取り組みます。	日向市の医療を守るために「あなたのために伝えたい事」チラシを世帯へ配布し、市民の適正受診促進を図ります。	地域の医療課題等を踏まえた地域医療講演会の開催を支援します。	講演会参加者	120	人	
16			実4 地域医療・救急医療体制の充	二次救急医療体制：休日や夜間 【R1】365日 ↓ 【R6】365日	2 二次救急医療機関への支援や県北地域でのドクターカー運用に向けた支援策を検討します。	健康増進課	二次救急医療体制に必要な休日・夜間の勤務医の確保について、依然として厳しい状況が続いています。二次救急医療を民間医療機関に依存している本市においては、安定した救急医療体制を維持するための取組が必要です。	救急医療体制整備事業	二次救急医療体制の安定確保に向けた支援について、圏域町村と連携し、進めます。	医療制度改革等の情報収集を行い、また圏域町村との情報共有、協議を行います。	二次救急医療体制確保に係る必要な支援に取り組み、二次救急医療体制の安定確保・維持を図ります。	二次救急医療体制の維持	365	日	
17			東郷診療所(仮称)の整備 【R6】供用開始	4 東郷診療所の在宅医療などの充実や老朽化した施設の整備に取り組みます。	東郷診療所	在宅医療の充実等を図るほか、保健事業にも積極的に取り組むこととしているが、新型コロナウイルスのワクチン接種を優先して対応する必要がある。施設整備に向けては基本計画の作成を進めています。	東郷診療所特別会計	在宅医療の周知を図るほか、新診療所での診療開始に向けて建物本体工事や医療機器等の調達などについての進捗管理を適切に行います。	見守り訪問や出前授業を行い、在宅医療の周知を図る。 ・新診療所の建設工事の進捗状況を把握する。 ・医療機器等の購入などの新診療所での診療に必要な契約を行う。 ・新診療所への転居に向けた準備を行う。	新東郷診療所の供用開始	令和6年3月初旬				
18	康2 推進笑顔で暮らせるスポーツ・健康づくりの推進	1 健康づくりの推進	大腸がん検診受診率(年度末時点) 【R1】7.8% ↓ 【R6】12.0%	1 がん検診や特定健康診査など検診を受けやすい体制づくりや受診率の向上に向けた情報発信、受診勧奨に取り組みます。	健康増進課	受診しやすい体制作りや様々な方法を用いた受診勧奨に取り組んでいますが、受診率は国の目標値に届いていません。	がん検診推進事業	R5年度から行う40歳国保加入者への特定健診案内送付時に併せて、肺がん・大腸がん検診案内も同封するなど若い世代への未受診対策を図ります。	【通年】 ・休日及び夕方検診の実施など、検診を受診しやすい環境づくりを行います。 ・様々な方法や媒体を用いて、未受診者の受診勧奨に努めます。 ・関係機関と連携し、健康に関する情報発信に努めます。	大腸がん検診受診率	11	%			
19					健康増進課	特定健診・保健指導事業	特定健診受診率			35	%				
20					健康増進課	がん検診推進事業	R5は、レディース検診の実施やマザーズタイムを設け更に受けやすい体制を整えます。マザーズタイムでは、子ども連れでも子宮がん検診を受けることが出来る受付時間の設定と職員体制を整えます。	クーポン券対象者で未受診の人に受診勧奨を行います。	大腸がん検診クーポン券利用率	25	%				

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【健康長寿部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標(KPI)	施策の内容	所管課	現状と課題	R5予算事業名	R5取組内容	R5上半期	R5下半期	令和5年度 成果指標		
												指標の説明	目標値	単位
21	笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	ツ2・健康推進で暮らせるプロジェクト	1 健康づくりの推進	特定健康診査受診率(年度末時点) 【R1】32.0% ↓ 【R6】40.0%	3 特定健康診査の受診結果に応じて生活習慣病の発症予防や重症化の予防など適切な保健指導を行います。	健康増進課	特定保健指導実施率は国の目標値に達していますが、特定健康診査受診者で受診勧奨判定値となった者の医療機関受診率が低いため、保健指導を充実していく必要があります。	特定健診・保健指導事業	・健診結果の説明や食事や運動の生活習慣改善に向けた保健指導に努めます。 ・継続的に保健指導を行うことにより重症化予防につなげます。	【通年】 ・引き続き重症化予防連絡票を活用した医療機関への受診勧奨を行い、受診した人には医師からの指導内容に基づいた保健指導を実施します。 ・健診結果説明会や骨密度測定会など様々な機会を活用して、対象者に合わせた保健指導を行います。	特定保健指導実施率	75	%	
22				-	4 食生活改善に向けた講習会の開催や訪問による適切な指導を行います。	健康増進課	コロナ禍の影響により、定例会や講習会などの活動が行えない状況が続いたため、今後、地区活動の推進を図っていく必要があります。	食生活改善推進事業	・自ら健康づくりに取り組む人を増やすため、減塩や食育等の講習会を通じて啓発を行います。 ・高齢者の低栄養を予防するため、リーフレットの配布や講習会を実施します。	【通年】 ・子どもを対象とした食育、生活習慣病予防のための減塩、高齢者の低栄養予防など対象者に応じた講習会を開催します。 ・推進員養成講座を開催します。	食生活改善推進員講習会の実施回数	20	回	
23	笑顔で暮らせるスポーツ・健康推進プロジェクト	2 自殺予防対策の充実	2 自殺予防対策の充実	-	1 悩みや不安を抱える市民が相談できる窓口の周知に努めます。	健康増進課	「こころの電話帳」を作成し、区を通じて世帯配布を行うとともに、薬局、スーパーなどに配布して相談先の周知を図っています。区未加入世帯、若い世代へのさらなる周知を図る必要があります。	自殺対策事業	引き続き、相談窓口の周知を行います。特に全国的に自殺者数が増加している若年者、男性に向けての周知啓発の強化を図ります。	【通年】 健診や市ホームページ等様々な機会や媒体を用いて、相談窓口の周知を行います。	「こころの電話帳」の作成、配布を行います。	「こころの電話帳」配布数	20,000	部
24				-	2 自殺予防対策を支える人材を育成するため、ゲートキーパー研修を開催します。	健康増進課	市職員、高齢者支援施設関係者を対象としたゲートキーパー研修を実施しました。引き続き研修を通して、自殺のサインに気づき、適切な対応ができる人を育成していく必要があります。	自殺対策事業	引き続きゲートキーパー研修を開催し、ゲートキーパーの知識を持った人材を増やしていきます。	【通年】 市職員、関係機関・団体を対象にゲートキーパー養成研修を実施します。	ゲートキーパー養成研修の開催	8	回	
25				実防2 対策自の殺充予	3 自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動に取り組めます。	健康増進課	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせパネル展示などの啓発を行っています。周知、啓発方法を検討し、幅広い世代にさらなる周知を図る必要があります。	自殺対策事業	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策月間にあわせて啓発を行います。	9月の自殺予防週間にあわせ、市ホームページ、パネル展示、FMひゅうが等を活用した啓発、市内金融機関やスーパー等へのポスターの掲示を行います。	9月の自殺対策強化月間にあわせ、パネル展示、FMひゅうが、広報ひゅうが等を活用した啓発、市内金融機関やスーパー等へのポスターの掲示を行います。	自殺予防週間、自殺対策強化月間における周知啓発	4	回
26		進3	感染症予防対策の推進	-	1 予防接種の実施により感染症の予防に努めます。	健康増進課	コロナワクチン接種を行うにあたり、医療機関の通常業務に上乗せして協力をお願いすることとなり、医療機関の負担がかなり大きいことが課題となっています。	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業	医療機関と連携して、コロナワクチン接種の体制を確保し、市民に対する新型コロナ感染症の重症化リスクの軽減に努めます。	R5春開始接種の体制確保及び実施	R5秋開始接種の体制確保及び実施	65歳以上ワクチン接種対象者におけるR5秋開始接種率	70	%
27				-	2 感染症に関する正しい知識の普及に取り組み、拡大防止に努めます。	健康増進課	予防接種についての周知啓発及び、各種感染症の発生状況や流行状況を踏まえたわかりやすい情報発信を行っていく必要があります。	感染症対策に要する経費	感染症や予防接種に関する市民への周知啓発を行い、感染拡大防止に努めます。	【通年】 広報ひゅうがやホームページ、FMひゅうが等の媒体を用いて啓発に取り組みます。	感染症に関する周知啓発回数	12	回	

様式1-3 その他に取り組む重点事業

【健康長寿部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	予算事業名	現状と課題	R5取組内容	R5上半期	R5下半期
1	健康福祉	健康に暮らせるまちづくり	② 医療体制の確保	健康増進課	救急医療体制整備事業	今般の医療制度改革により本市の医療提供体制も大きな影響を受けることが予想されます。安定した救急医療体制を維持していくことが求められます。	—	—	—
				健康増進課	地域医療体制整備事業	地域医療を取り巻く環境は、医師の高齢化や医師・診療科の偏在などにより厳しさを増しています。医療人材の負担軽減を図るなどの地域医療を守る取組が必要です。	—	—	—
3	高齢者福祉の充実	3 高齢者福祉の充実	③ 能な介護サービス の充実と持続可	高齢者あんしん課	【介護特会】任意事業	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援等に資するよう、平準化を図る必要があります。そのため、質の高いケアプランを作成するための全体研修や、ケアプラン作成に必要なアセスメントや課題整理のための技術の向上が課題となっています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法的根拠に基づいたケアプラン作成ができるよう、研修会を開催します。</li> <li>●居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、行政との連携を強化し、誰とでも相談できる体制を整えます。</li> <li>●介護サービス事業所の質の確保に向けて、介護サービス事業所と意見交換を行いながら、健全にな事業運営の確保に努めます。</li> </ul>	集団指導 6月～8月：1回  対象者： 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所	ケアプラン点検 50～80件 研修会の開催 1月～2月：1回  対象者： 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【健康長寿部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R5取組内容	R5上半期	R5下半期
1	市民に信頼される行政サービスの提供	広報・広聴活動の充実	市政の情報発信の充実	全課	疾病予防や健康づくり等について情報発信に取り組みます。	【通年】 引き続き、広報ひゅうがやホームページ、FMひゅうが等の様々な媒体を用いた周知啓発を行います。	
2					新型コロナワクチン接種について、市民への周知啓発に取り組みます。	【通年】 引き続き、広報、ホームページ、新聞折り込みチラシ等を通じ、市民への周知啓発を行います。	
3				進健課 健康増	健康に関する幅広い情報発信に取り組みます。	【通年】 引き続き、広報ひゅうがやホームページ、FMひゅうが等の様々な媒体を用いた周知啓発を行います。	
4		市民ニーズの的確な把握	高齢者あんしん高課	「第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年)」において、有識者委員、専門職委員、市民代表委員で組織する推進委員会を開催します。	第1回推進委員会を開催し、第8期事業計画における現状分析、課題抽出を行います。	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条)	
5	職員の育成	災害に対する職員対応能力の強化	全課	—	—	第2期日向市自殺対策行動計画 (自殺対策基本法第13条第2項)	
6	市民に開かれた市役所づくり	窓口サービスの充実	全課	関係課で構成する窓口サービス向上委員会に参加し、窓口利用者の利便性の向上に取り組みます。	【通年】 窓口サービス向上委員会への参加を行い、窓口利用者の利便性の向上に向けた改善策等を協議します。	第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) (健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針)	
7	市民に信頼される行政の提供	情報公開と個人情報保護	情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用	全課	個人情報保護制度の適正な運用に努めます。	【通年】 個人情報を共有する関係期間との会議等において、個人情報保護の徹底について周知啓発を図ります。	



様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【健康長寿部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R5取組内容	R5上半期	R5下半期
8	効果的・効率的な行政経営の推進	計画的な行政経営の推進	事務事業の見直し	全課	—	—	第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条)
9		行政運営の効率化の推進	民間活力の活用	し 高 ん 齢 課 者 あ ん	指定管理制度により民間活力を活用します。	指定管理者の更新年度であり、公募等の更新手続きを進めていきます	第2期日向市自殺対策行動計画 (自殺対策基本法第13条第2項)
10			職員の働き方改革	全課	引き続き、業務の状況に応じて、時差勤務制度の活用を図ります。	【通年】 業務マニュアルの作成(見直し)等により業務の効率化を図るとともに、時差勤務制度を活用した時間外勤務の縮減や振休・年休の取得の推進に努めます。	第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) (健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針)
11	未 財 来 政 に 運 つ 當 な げ	適正な財政運営	公営企業等の経営健全化	東郷診療所	地域のかかりつけ医療機関として、在宅医療の周知を図りつつ、住民との関係性を高め、診療収入の改善を図ります。	見守り訪問や出前授業の実施や情報誌による訪問診療や訪問看護への取組み紹介を行いながら住民との関係性を高め、在宅医療の利用者や外来患者の増に努めます。	

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【健康長寿部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R5取組内容	R5上半期	R5下半期
12	未来につなげる財政運営	適正な財政運営	補助金等の見直し	全課	「日向市補助金交付ガイドライン」に基づき各補助金を効果的・効率的にかつ適正に運用します。	補助事業の適正な評価と見直しを行います。	適正な評価と見直しの結果に基づき、次年度予算要求を行います。
13				健康増進課	令和6年から適用される「医師の働き方改革」を見据え、救急体制維持への適正な支援策を関係機関と検討し、救急体制の維持に努めます。	救急体制維持への適正な支援策について、現状を踏まえ、医師会、圏域自治体と協議し、一定の方針を決定します。	—
14		自主財源の確保	債権管理の推進	高齢者あんしん課	会計年度任用職員(介護保険料徴収業務)を活用した電話・文書・訪問による催告を実施するとともに、高額滞納者への滞納処分を強化します。また、介護保険料滞納による給付制限の周知等の制度啓発を行い、納付意識を高めていきます。	令和5年9月末時点での普通徴収収納率について、現年度分45%、滞納繰越分15%を目指します。	令和5年度末の普通徴収収納率について、現年度分90%(5月末)、滞納繰越分30%(3月末)を目指します。
15			使用料、手数料の見直し	し 高齢者あん	現行の使用料にて実施を続けており、今後各課の検討状況も参考にして検討を進めます。	現行の使用料にて実施を続けており、今後各課の検討状況も参考にして検討を進めます。	現行の使用料にて実施を続けており、今後各課の検討状況も参考にして検討を進めます。
16		広告掲載事業の拡充	課 健康増進	引き続き「広告付きAED設置事業」を活用し、7台の無償設置を継続します。	—	—	